高第６６０号
令和８年１０月３０日

各軽費老人ホーム施設長　様
（岐阜市内所在施設を除く）

岐阜県知事　　江崎　禎英

岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第３条に定める
その他の経費について（通知）

岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）については、令和８年１０月３０日付け高第６５８号「岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の改正について（通知）」により、改正した旨をお知らせしたところです。

このたび、要綱第３条に定める知事が必要と認める経費（その他の経費）として、介護職員等賃上げ・職場環境改善加算を下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご承知おきください。

なお、「岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第３条に定めるその他の経費について（通知）」（令和８年１月２０日付け高第８０５号）は、令和７年度限りで廃止します。

記

１　算定方法

①、②及び③の合計額（小数点以下切捨て）×入所者数（令和７年１２月から令和８年５月）

①職員数（常勤換算）×10,000 円÷入所者数（年平均）

②介護職員数（常勤換算）×5,000 円÷入所者数（年平均）

③介護職員数（常勤換算）×4,000 円÷入所者数（年平均）

（介護職員は特定施設入居者生活介護を担当する職員を除く）

２　加算要件

以下の取組を実施していること。

①職員の賃上げ

②スマートフォンによる記録、見守りセンサーやインカムの活用等の取組等

③業務改善を目的とした、人材確保や整理・整頓・清掃の職場環境整備に向けた取組等

（②の取組を行っている場合は、要件を満たしているものとして取り扱う）

３　加算対象期間

令和７年１２月から令和８年５月まで

担当所属	岐阜県健康福祉部 高齢福祉課施設整備係		
担当係長	松　原	担当者	星　野
電話番号	058-272-8517		
ＦＡＸ	058-278-2639		
e-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		